

議案第 15 号

平成 24 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 24 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

平成24年度三豊市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,151,706千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年3月1日提出

三豊市長 横山 忠 始

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,704,253	△81,803	1,622,450
	1 国民健康保険税	1,704,253	△81,803	1,622,450
4 国庫支出金		1,931,812	△165	1,931,647
	2 国庫補助金	395,456	△165	395,291
9 財産収入		13	7	20
	1 財産運用収入	13	7	20
11 繰入金		487,924	20,050	507,974
	1 他会計繰入金	487,923	20,050	507,973
歳入合計		9,213,617	△61,911	9,151,706

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,004	△435	77,569
	1 総務管理費	53,953	△540	53,413
	2 徴税費	23,907	105	24,012
2 保険給付費		5,947,026	9,439	5,956,465
	2 高額療養費	650,290	9,439	659,729
8 保健事業費		96,372	△6,055	90,317
	1 特定健康診査等事業費	63,771	△5,337	58,434
	2 保健事業費	23,921	△273	23,648
	3 特別総合保健事業費	8,680	△445	8,235
9 基金積立金		370,013	7	370,020
	1 基金積立金	370,013	7	370,020
11 諸支出金		130,050	239	130,289
	1 償還金及び還付加算金	123,718	0	123,718
	3 繰出金	6,331	239	6,570
12 予備費		232,826	△65,106	167,720
	1 予備費	232,826	△65,106	167,720
歳出合計		9,213,617	△61,911	9,151,706

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
1 国民健康保険税	1,704,253
4 国庫支出金	1,931,812
9 財産収入	13
11 繰入金	487,924
歳入合計	9,213,617

（単位：千円）

補正額	計
△81,803	1,622,450
△165	1,931,647
7	20
20,050	507,974
△61,911	9,151,706

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	78,004	△435	77,569
2 保険給付費	5,947,026	9,439	5,956,465
8 保健事業費	96,372	△6,055	90,317
9 基金積立金	370,013	7	370,020
11 諸支出金	130,050	239	130,289
12 予備費	232,826	△65,106	167,720
歳出合計	9,213,617	△61,911	9,151,706

(単位：千円)

補正の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	△435
0	0	0	9,439
△404	0	0	△5,651
0	0	7	0
239	0	0	0
0	0	0	△65,106
△165	0	7	△61,753

2. 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(単位 : 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1	国民健康保険税		1,704,253	△ 81,803	1,622,450
	1	国民健康保険税	1,704,253	△ 81,803	1,622,450
		1 一般被保険者国民健康保険税	1,470,479	△ 46,810	1,423,669
	2	退職被保険者等国民健康保険税	233,774	△ 34,993	198,781

区分	金額	説明
1 医療給付費分現年課税分	5,231	医療給付費分現年課税分 5,231
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 34,707	後期高齢者支援金分現年課税分 △ 34,707
3 介護納付金分現年課税分	△ 9,053	介護納付金分現年課税分 △ 9,053
4 医療給付費分滞納繰越分	△ 5,497	医療給付費分滞納繰越分 △ 5,497
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△ 1,166	後期高齢者支援金分滞納繰越分 △ 1,166
6 介護納付金分滞納繰越分	△ 1,618	介護納付金分滞納繰越分 △ 1,618
1 医療給付費分現年課税分	△ 23,498	医療給付費分現年課税分 △ 23,498
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 5,265	後期高齢者支援金分現年課税分 △ 5,265
3 介護納付金分現年課税分	△ 4,412	介護納付金分現年課税分 △ 4,412
4 医療給付費分滞納繰越分	△ 1,399	医療給付費分滞納繰越分 △ 1,399
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△ 166	後期高齢者支援金分滞納繰越分 △ 166
6 介護納付金分滞納繰越分	△ 253	介護納付金分滞納繰越分 △ 253

(款) 4 国庫支出金

4 国庫支出金	1,931,812	△ 165	1,931,647
---------	-----------	-------	-----------

## (款) 4 国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	2	国庫補助金	395,456	△ 165	395,291
		1 財政調整交付金	395,229	△ 165	395,064

## (款) 9 財産収入

9	財産収入	13	7	20	
	1 財産運用収入	13	7	20	
		1 利子及び配当金	13	7	20

## (款) 11 繰入金

11	繰入金	487,924	20,050	507,974	
	1 他会計繰入金	487,923	20,050	507,973	
		1 一般会計繰入金	487,923	20,050	507,973

(単位 : 千円)

区分	節	金額	説明
2	特別調整交付金	△ 165	直営診療施設 その他
			239 △ 404

1	利子及び配当金	7	国民健康保険事業財政調整基金利子
			7

1	保険基盤安定繰入金	25,610	保険税軽減分
			25,610
6	その他一般会計繰入金	△ 5,560	その他一般会計繰入金
			△ 5,560

3. 歳出

(款) 1 総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	78,004	△435	77,569	0	0	0
1 総務管理費	53,953	△540	53,413	0	0	0
1 一般管理費	44,802	△540	44,262	0	0	0
2 徴税费	23,907	105	24,012	0	0	0
1 賦課徴収費	23,907	105	24,012	0	0	0

一般財源	節 区 分	金 額	説 明
△435			
△540			
△540	2 給料	△205	一般職給料 △205
	3 職員手当等	△335	扶養手当 △80 期末手当 △191 勤勉手当 △64
	4 共済費	43	職員 共済組合負担金 188 共済組合追加費用 △145
	19 負担金、補助及び交付金	△43	負担金 △43 退職手当負担金 △43
105			
105	2 給料	△17	一般職給料 △17
	3 職員手当等	△12	時間外勤務手当 50 期末手当 △10 勤勉手当 △52
	4 共済費	61	職員 共済組合負担金 146 共済組合追加費用 △85
	19 負担金、補助及び交付金	73	負担金 73 退職手当負担金 △7 三観広域行政組合負担金 80

(款) 2 保険給付費

2 保険給付費	5,947,026	9,439	5,956,465	0	0	0
2 高額療養費	650,290	9,439	659,729	0	0	0
1 一般被保険者高額療養費	563,172	9,439	572,611	0	0	0

9,439			
9,439			
9,439	19 負担金、補助及び交付金	9,439	負担金 9,439 高額療養（一般） 9,439

(款) 8 保健事業費

8 保健事業費	96,372	△6,055	90,317	△404	0	0
1 特定健康診査等事業費	63,771	△5,337	58,434	0	0	0
1 特定健康診査等事業費	63,771	△5,337	58,434	0	0	0

△5,651			
△5,337			
△5,337	8 報償費	△61	報償金 △61 特定健診健康教室謝礼 △61
	9 旅費	△11	費用弁償 △7 普通旅費 △4
	11 需用費	△253	消耗品費 △253
	12 役務費	△58	通信運搬費 △58
	13 委託料	△4,769	業務委託料 △4,769 事業委託費 △3,593

(款) 8 保健事業費

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 保健事業費	23,921	△273	23,648	0	0	0
1 保健衛生普及費	15,280	△273	15,007	0	0	0
3 特別総合保健事業費	8,680	△445	8,235	△404	0	0
1 保健運営事業費	8,680	△445	8,235	△404	0	0

一般財源	節 区 分	金 額	説 明
			特定保健指導委託金 △1,176
	14 使用料及び賃借料	△185	使用料及び賃借料 △185 会場使用料 △13 有料道路通行料 △22 船車借上料 △150
△273	7 賃金	26	賃金 26
△273	13 委託料	△1,429	業務委託料 △1,429 事業委託費 △97 国保連合会業務委託料 △1,332
	14 使用料及び賃借料	△20	使用料及び賃借料 △20 船車借上料 △20
	19 負担金、補助及び交付金	1,150	負担金 1,150 国保連合会 1,150
△41			
△41	11 需用費	144	修繕料 144
	12 役務費	△81	通信運搬費 △81
	13 委託料	△508	施設管理委託料 △508 清掃業務 △508

(款) 9 基金積立金

9 基金積立金	370,013	7	370,020	0	0	7
1 基金積立金	370,013	7	370,020	0	0	7
1 財政調整基金積立金	370,013	7	370,020	0	0	7

0			
0			
0	25 積立金	7	積立金 7 国民健康保険事業財政調整基金 7

(款) 11 諸支出金

11 諸支出金	130,050	239	130,289	239	0	0
1 償還金及び還付加算金	123,718	0	123,718	0	0	0
1 一般被保険者保険税還付金	4,500	300	4,800	0	0	0
2 退職被保険者等保険税還付金	500	△300	200	0	0	0
3 繰出金	6,331	239	6,570	239	0	0

0			
0			
300	23 償還金、利息及び割引料	300	償還金 300 国保税還付金 (一般) 300
△300	23 償還金、利息及び割引料	△300	償還金 △300 国保税還付金 (退職) △300
0			

(款) 11 諸支出金

(単位 : 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 直営診療施設勘定繰出金	6,331	239	6,570	239	0	0

一般財源	節 区 分	金 額	説 明	
0	28 繰出金	239	繰出金	239
			国民健康保険診療所事業特別会計	432
			病院事業会計	△193

(款) 12 予備費

12 予備費	232,826	△65,106	167,720	0	0	0
1 予備費	232,826	△65,106	167,720	0	0	0
1 予備費	232,826	△65,106	167,720	0	0	0

△65,106				
△65,106				
△65,106				

補正予算給

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	6		24,014
補 正 前	6		24,236
比 較			△ 222

与費明細書

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
10,907	34,921	8,017	42,938	
11,254	35,490	7,913	43,403	
△ 347	△ 569	104	△ 465	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	610		222	
	補 正 前	690		222	
	比 較	△ 80			

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当
1,600		8,475	
1,550		8,792	
50		△ 317	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料	△ 222	給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	△ 222
職員手当	△ 347	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	△ 347

説明	備考
異動等	
異動等	